

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 8 月 12 日

契約担当者

「2026 年コレクション」展実行委員会

会長 林 洋子

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

2026 年コレクション展Ⅰ 2 階撤収および 2026 年コレクション展Ⅱ 展示撤収等作業

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 9 月 3 日（木）から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

(4) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 条）第 2 条第 1 項に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-1-1

兵庫県立美術館 総務課 三宅

電 話 078-262-0901 F A X 078-262-0903 メールアドレス Haruka_Miyake@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和 8 年 8 月 12 日（水）から 8 月 20 日（木）までの午前 10 時から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時および場所

令和 8 年 8 月 27 日（木）午後 3 時 兵庫県立美術館 会議室

(4) 入札書等の提出期限

(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年8月26日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月25日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項ただし書の規定に該当する場合は免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札金額は特に指示された場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者とする。

コ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。